

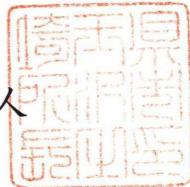
所沢市と国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所の
連携に関する協定書

協定の締結を証するため、本協定書2部を作成し、甲、乙双方の代表者が
記名押印のうえ、各1部を所持するものとする。

平成 27年 11月 24日

甲 所沢市並木1-1-1

所沢市長 藤 本 正 人



乙 小平市小川東町4-1-1

国立研究開発法人

国立精神・神経医療研究センター

理事長 樋 口 輝 彦



所沢市（以下「甲」という。）は、すべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会の実現を目指し、所沢市こども支援センター（以下「センター」という。）を開設する。

開設に向けて甲と国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所（以下「乙」という。）は、子どもの発達や心の健康等の支援に資する研究について、連携体制を構築し、相互の発展に寄与するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携・協力することにより、行政と研究活動を相互に発展させ、実証的な根拠に基づく支援の確立及び地域社会における支援体制の向上に寄与していくことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、次のことについて連携・協力及び検討を行う。

- 1 乙の専門的知見や研究成果をセンターの事業に活かすことについて
- 2 センターの事業を乙の研究活動に活かすことについて
- 3 甲と乙の効果的な連携のあり方について
- 4 子育て支援及び発達支援のあり方について
- 5 その他、甲と乙が必要と認める事項

（協議事項）

第3条 連携・協力の具体的な内容や方法については、甲と乙の間で隨時協議するものとする。また、この協定書に定める事項に疑義が生じた場合若しくは改訂の必要が生じた場合又はこの協定書の定めるもののほか必要な事項を定める場合は、甲と乙が協議して処理するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、双方の代表者が署名した日に発効し、甲又は乙から異議の申し立てがない限り、センター開設後も有効とする。